

日時：令和7年7月1日（火）14:00～

場所：久留米ステーションホテル

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第4回）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 事業者挨拶
3. 委員長挨拶
4. 議 事
 - 1) 環境レポート（案）について
 - 2) その他
5. 閉 会

（配付資料）

- ・資料－1 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会出席者名簿
- ・資料－2 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会規約
- ・資料－3 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の公開方法について
- ・資料－4 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第3回）議事要旨
- ・資料－5 環境レポート（本編）（案）
- ・資料－6 環境レポート（概要）（案）
- ・資料－7 環境レポート（冊子）（案）

令和7年7月1日

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第4回）出席者名簿

【委員】

乾	隆帝	福岡工業大学 社会環境学部 社会環境学科 教授
小野	仁	日本野鳥の会 福岡支部長
◎古賀	憲一	佐賀大学 名誉教授
嶋田	純	熊本大学 名誉教授
中島	淳	福岡県保健環境研究所 環境生物課 専門研究員
西野	宏	熊本大学 名誉教授
広渡	俊哉	九州大学 名誉教授
真鍋	徹	北九州市立自然史・歴史博物館 館長
山根	明弘	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
塚原	隆夫	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

（敬称略。五十音順。◎：委員長）

【独立行政法人水資源機構】

（筑後川局）

仲道	貴士	局長
松木	浩志	企画調整課長
金森	義幸	調整役

（筑後川上流総合管理所）

林	幹男	寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室長
秋山	謙	寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室 調査設計課長

【オブザーバー】

（朝倉市）

恒吉	徹	政策監理官
阿南	誠司	水のまちづくり課長

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、筑後川水系ダム群連携事業における環境保全に関して、総合的な観点から指導・助言を行うことを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会には、会務を総括する委員長を置く。
- 3 委員会は、委員長が召集及び開催し運営する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、オブザーバーとして、関係行政機関等の委員会への出席を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の公開)

第5条 委員会の審議内容は原則公開とし、その方法等は別途定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

- 1 この規約は、令和5年10月13日から施行する。
- 2 この規約は、令和 年 月 日から一部改正し施行する。

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会規約の改正について（新旧対照表）

改正案	現行（令和5年10月13日施行）	備考
筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会 規約 （名 称） 第1条 省略 （目 的） 第2条 省略 （委員会） 第3条 省略 （委員長） 第4条 省略 （委員会の公開） 第5条 省略 （事務局） 第6条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川上流 総合管理所に置く。 2 省略 （雑 則） 第7条 省略 （附 則） 1 この規約は、令和5年10月13日から施行する。 2 この規約は、令和 年 月 日から一部改正し施行する。	筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会 規約 （名 称） 第1条 省略 （目 的） 第2条 省略 （委員会） 第3条 省略 （委員長） 第4条 省略 （委員会の公開） 第5条 省略 （事務局） 第6条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構朝倉ダム総 合事業所に置く。 2 省略 （雑 則） 第7条 省略 （附 則） この規約は、令和5年10月13日から施行する。	組織改編に伴う改正

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の情報公開について

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会(以下、「委員会」という。)規約第5条(委員会の公開)に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

(委員会)

委員会については、原則として、報道機関を通じた公開とする。ただし、議事内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

なお、公開に供するビデオ収録、録音及び写真撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとする。

(資料)

委員会の資料については、公表するものとする。公表方法は筑後川上流総合管理所のホームページとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料は、委員会に諮り、公表しないものとする。

また、委員会終了後に議事要旨を作成し、委員会の確認を得た上で、ホームページで公表する。

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第3回） 議 事 要 旨

■日 時：令和7年3月15日（土） 13:30～16:30

■場 所：久留米ステーションホテル 会議室

■出席者：（委 員）古賀委員長、乾委員、嶋田委員、中島委員、西野委員、広渡委員、真鍋委員、
山根委員、塚原委員（代理出席 坂本技術副所長）

（事務局）6名

（オブザーバー）朝倉市

■配布資料：

- ・議事次第
- ・資料-1 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会出席者名簿
- ・資料-2 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会規約
- ・資料-3 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の公開方法について
- ・資料-4 筑後川水系ダム群連携環境保全委員会（第2回）議事要旨
- ・資料-5 筑後川水系ダム群連携事業影響評価説明資料
- ・資料-6 寺内ダム再生事業環境影響評価説明資料
- ・資料-7 環境レポートの構成について

■審議内容等：

1) 筑後川水系ダム群連携事業影響評価（水質、地下水の水位 等）について

資料-5について事務局から説明し、委員の了承を得た。主な意見は下記の通り。

- ・クビボソコガシラミズムシの保全対策は、委員の助言を仰ぎつつ、検討するのが良い。
- ・今後の気候変動に伴う温暖化により、今回の予測結果以上に水温が上昇する可能性があることから留意する必要がある。
- ・予想される水温の上昇の程度は、ヤマメやアユ、一部の水生昆虫類に悪影響を与える可能性があると考えられる程度の大きなものであることに留意する必要がある。
- ・直接環境改変を実施する場所については、可能な限り生物多様性の再生を意識した方針にしていく必要がある（ポンプ施設内など）。
- ・導水路全区間をシールド工法とすることは、地下水位への影響低減の観点から有効な選択である。
- ・トンネル工事中の湧水については、自然由来の重金属を含む可能性もあるためモニタリングする必要がある。
- ・魚類の好適水温について、環境レポートをとりまとめる際には各魚種の生息地点とその地点の水温に着目した整理をすると良い。

2) 寺内ダム再生事業環境影響評価について

資料－６について事務局から説明し、委員の了承を得た。主な意見は下記の通り。

- ・貯水池掘削で掘り方を工夫することで、普通種を含めた生物多様性の保全につながるため、ネイチャーポジティブの観点から動物の環境配慮事項（資料-6 寺内ダム再生事業環境影響評価説明資料 P38）として追加するのが良い。

3) 環境レポートの構成について

資料－７について事務局から説明し、委員の了承を得た。主な意見は下記の通り。

- ・環境レポートの構成及び本事業におけるネイチャーポジティブの施策について了承を得た。
- ・小学生高学年を対象とし、「です・ます」調で表現する。
- ・小石原川及び佐田川は、筑後川水系の中でも生物多様性に重要な河川である。ネイチャーポジティブの観点からダムができる前の状況も勘案し、回復の目標を理解しやすい内容にすると良い。

4) その他

事業予定地である朝倉市がオブザーバーとして出席し、以下の要望を述べた。

- ・水質と地下水、水利用への影響を懸念しており、「影響が小さい」との表現で整理されているが、影響を評価するうえで、工事中や事業後のモニタリングが長期間必要であり、結果についても公表して頂きたい。また、何かあったときの責任は事業者にあるとの自覚を持って、事業を進めて頂きたい。

以 上

資料－5～7につきましては案の段階にあるため、資料－6環境レポート【概要版】（案）の総目次及び目次以外につきましては、公表を差し控えさせていただきます。

筑後川水系ダム群連携事業における
環境保全への取り組み
【概 要 版】
（案）

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

総目次

第 1 部 環境保全への取り組み

第 1 章 事業の目的及び内容	1-1
第 2 章 環境の現況と環境保全への取り組み計画	1-10
第 3 章 環境保全への取り組み	1-17

第 2 部 環境影響評価

第 1 章 環境影響評価の実施内容	2-1
第 2 章 調査・予測及び評価の結果	2-8

第 1 部

環境保全への取り組み

第 1 部 環境保全への取り組み

目 次

第 1 章 事業の目的及び内容	1-1
1.1 事業の背景・目的	1-1
1.2 本事業の概要	1-3
1.3 設置する施設と役割・運用	1-4
1.3.1 施設の全体配置	1-4
1.3.2 導水路トンネル	1-5
1.3.3 取水施設	1-6
1.3.4 中継施設	1-7
1.3.5 放流施設	1-7
1.3.6 建設発生土受入地	1-8
1.4 関連事業	1-9
1.4.1 寺内ダム再生事業における環境影響検討	1-9
1.4.2 寺内ダム再生事業について	1-9
第 2 章 環境の現況と環境保全への取り組み計画	1-10
2.1 環境の現況	1-10
2.1.1 気象、大気質及び水質	1-10
2.1.2 地形・地質及び地下水	1-11
2.1.3 動物、植物及び生態系	1-12
2.1.4 景観・人と自然との触れ合いの場所	1-13
2.2 環境影響評価の実施内容	1-14
2.3 環境調査及び環境保全委員会の開催	1-15
第 3 章 環境保全への取り組み	1-17
3.1 計画・設計段階における環境保全対策	1-17
3.2 施工・供用段階における環境保全対策	1-18
3.3 地域固有の自然への対応	1-20
3.4 ネイチャーポジティブへの寄与	1-22
3.5 外来種移入への対応	1-24
3.5.1 外来種について	1-24
3.5.2 外来種の現状	1-24
3.5.3 外来種を移入させないための取り組み	1-26
3.5.4 外来種の移入を監視するための取り組み	1-26
3.5.5 外来種を蔓延させないための取り組み	1-26
3.6 今後の環境保全への取り組み	1-27

第 2 部

環境影響評価

第2部 目次

第1章 環境影響評価の実施内容	2-1
1.1 対象項目の選定	2-1
1.2 調査地域	2-5
1.3 調査・予測方法	2-7
第2章 調査・予測及び評価の結果	2-8
2.1 環境影響評価結果の概要	2-8
2.2 水質	2-15
2.2.1 予測方法	2-15
2.2.2 予測及び評価の結果	2-17
2.2.3 環境保全措置	2-18
2.3 地下水の水位	2-19
2.3.1 導水路トンネルルート of 地質構造	2-19
2.3.2 三次元水循環解析	2-20
2.3.3 解析結果	2-21
2.3.4 環境保全対策とモニタリング調査	2-24
2.4 動物	2-25
2.4.1 現地調査結果の概要	2-25
2.4.2 予測及び評価の結果	2-25
2.5 植物	2-27
2.5.1 現地調査結果の概要	2-27
2.5.2 予測及び評価の結果	2-27
2.6 生態系	2-28
2.6.1 生態系の考え方	2-28
2.6.2 予測及び評価の結果	2-29